

平成十九年から税源移譲により、 所得税と住民税の税率が変わります！

どう変わるの？

現在、村では、皆さんに負担していただいております住民税等の地方税以外に、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金などの財源を受けて行政サービスを行っています。これらの制度には、様々な制約があり、村の実情にあったものとは言い難いものになっています。

このため、村が自主的に財源の確保を行い、皆さんにとって真に必要な行政サービスを効率的に行えるよう、平成十八年度の税制改正で、国税の「所得税」の一部を地方税である住民税に移すことになりました。このことを「税源移譲」と言い、平成十九年から所得税と住民税の税額が変わります。

どう変わるの？

住民税には、一定額を均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」があり、この所得割の税率が課税所得に応じた現在の三段階（五％、十％、十三％）から一律十％に変わります。これにより住民税の所得割が増額になりますが、その額分の所得税が減額されるために、個人で負担していただく所得税と住民税の合計の税負担は基本的には変わりません。

税制改正等による税額負担の増加があります

定率減税の見直しにより、平成十八年度は所得割額の七・五％相当額（二万円が上限）の税額控除がありましたが、平成十九年度は廃止となるため、この定率減税分が増額となります。また、六十五歳以上の方で住民税の対象となる方につきましては、老年者非課税措置の廃止による経過措置期間内ですので、平成十八年度は、住民税額の三分の一の負担であったのに対し、平成十九年度は三分の二となるため税負担が増加します。

所得税と住民税の納付方法によって、税源移譲の影響の出る時期が違います！

毎月の給料から税金を天引きされている方は、所得税の減少は平成十九年一月の給料からで、住民税は、平成十九年六月の給料から増加になりますので、税負担の減少が先行されます。

事業等をされている方は、住民税の増加が平成十九年六月から、所得税の減少は、平成二十年三月の確定申告から実施されるので、税負担の増加が先行されます。

住民税の変更イメージ



※課税所得 = 収入 - 必要経費 - 所得控除

《 計算例 》

たとえば、課税所得が300万円の方の場合

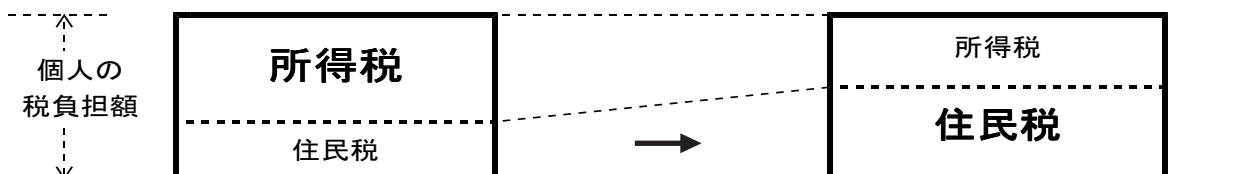
$$200\text{万円} \times 5\% + (300\text{万円} - 200\text{万円}) \times 10\% = 20\text{万円}$$

$$300\text{万円} \times 10\% = 30\text{万円}$$

差額10万円は、所得税から減額されます。

所得税と住民税の税率変更のイメージ

所得税と住民税を合わせた個人の税負担額は変わりません！



税源移譲に関するお問い合わせ先

◎西栗倉村役場

TEL 79-2111

◎美作県民局税務部

TEL (0868) 23-2311代

●総務省ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaish.html>